

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2011.12.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010

札幌市北区北10条西4丁目1

SCビル2F

TEL 011-792-1811

FAX 011-792-5140

第73号

居宅介護支援費の利用者負担導入への反対署名にご協力ください！！

詳細は3ページをご覧ください。

高齢者の消費者トラブル ～気づきのポイント～

社団法人 札幌消費者協会

消費者被害防止ネットワーク 専門推進員 星原 智江

高齢者の消費者トラブルを救済する幅広いみまもり体制を構築する目的で、平成20年から全区で消費者被害防止ネットワーク事業が実施となりました。

高齢者はだまされたことに気づきにくかったり、困ったことが起きた時に、誰にも相談しないで抱え込んでしまうので、トラブルが表面化しないと考えられます。

そこで、高齢者と日常的に接している身近な方々が、まず変化に気づいて相談機関に繋ぐことが重要になってきます。

数年前、詐欺に近い手口の『架空請求はがき』が横行しました。

突然はがきでの「未払い金」請求に、憤りを感じ潔白を証明するため相手に確認の電話を入れてしまう、高齢者の方も多かったです。誰もがターゲットにされたなか、消費者センターに相談された方は、被害を免れました。

しかし、消費者センター相談室を知らないため

に相談もできず、「架空の話をでっち上げている」という情報を得られず、請求どおりお金を払った方も少なくありませんでした。

現在も悪質業者はあの手この手でやってきますので、高齢者の消費者被害は依然として減少していません。

高齢者なかには律儀な人が多く、「契約してしまったのだから仕方がない...」「私がうっかり判を押してしまったのだから解約はできない...」そんな気持ちになりがちです。

最近の悪質訪問販売は過去の契約者リストを利用して、以前の契約が今でも続いているかのように思い込ませて迫ってきます。

例えば... A男さんは15年以上前にM販売会社から羽毛蒲団を購入しました。その後3年おきぐらいに営業マンの男性が訪ねて来て（後日以前の販売店とは違う会社だとわかりました）、敷きマットや肌掛け蒲団を契約していました。（後で判ったのですが相当高額でした）

しかし2年ぐらい前から、以前の商品代金が「一部未納だから払ってほしい」と言われるようになりました。年金支給日めがけて見知らぬ男性が来てその都度言われるままに5、6万円を数回（領収書は残っていないものもありました）払っていました。

ある日ヘルパーさんが指定時間より早めにA男さん宅に着くと、領収書のやりとりの場面に立出ました。A男さんに尋



ねると「蒲団屋さんだと思う」とあいまいで、直接「どちらさんですか」と聞いてみるとそそくさと帰って行きました。

これはおかしいと思いヘルパーさんは事業所に連絡し、ケアマネさんと一緒にA男さんに聞いてみたところ、「契約してしまったのだから未納と言われれば仕方がない」と思いお金を払っているとわかりました。ご本人の了解の上、相談室につなぎました。

おかしいと思ってくれたヘルパーさんのお手柄でした。

高齢者にかかわる方々への願いは、このような形で相談室に繋いでいただきたいのです

この契約はおかしいかも... ポイントはまず生活の変化です。

- * 部屋にダンボールや見知らぬ領収書があったり、どこからか電話がある。
- * お金の心配をしたり、痩せてきたなどの変化。
- * お出かけが多くなる（誰かに乗せてもらって自
動車で外出・どこかに誘われた・有名人のコン

サートに行ってきた)

* 印鑑や通帳がいつもの場所から、テーブルなどに出ている...支払いが必要な事が起きたと考えられ、訪問販売で契約書の記入や支払い方法を確認したのかもしれない。

* 食事や病院薬の他に何か食べたり、飲んだりしている・薬みたいな容器が増えた・病院や医師の指示を無視することが増えた...これらは健康食品などを購入した可能性が大きいです。

おかしいと気が付いたら、「これはどうしたの」「誰か来ましたか?」「どこかに行って来ましたか?」と声を掛けてください。

「実は」と始まって「困っている」「高額だ」「支払いに不安がある」「無理やり買わされた」「使いもしない物」など不本意であると思っ
ているかどうか聞いていただきたいのです。

その後については、前述の事例のように私ども消費者協会や消費者センター相談室への連絡を優先していただきたいと思います。



皆様のご協力でネットワークがつながり、みまもる側の意識が向上すると、高齢者が被害にあわない、被害の早期救済ができる体制が可能となります。

ケアマネジャー等介護に携わる方の連絡先
札幌消費者協会

011-728-8300

ご本人が直接ご連絡する場合は、
札幌市消費者センターになります。

011-728-2121

居宅介護支援費の利用者負担導入に反対

日本の介護保険制度には、「自立支援」の理念があり、それを行うためにケアマネジメントが導入されています。このケアマネジメントは、要介護者・要支援者の誰もが公平に受けることができるように、利用者負担は0割（負担なし）で、この費用は保険で全額を賄う10割給付の仕組みで運営されています。したがって、居宅介護支援費は社会全体で支える意味で保険料で広く薄く負担することを提案します。

利用者は、毎月1,000円の負担増

=

第1号保険料に
置き換えると
月々20円!

介護に支出できる家計費には限りがある。

ケアマネジャー契約 有

(例)

- ・デイサービス 約1回
(6時間以上8時間未満)
 - ・訪問介護の生活援助 約5回
(30分以上1時間未満)
 - ・訪問介護の身体介護 約3回
(30分以上1時間未満)
- それぞれに相当。

必要なサービスを削らざるを得ないことも考えられる。

ケアマネジャー契約 無

- ・自分でケアプランを作成
- ・毎月、市役所・区役所でケアプランチェック
- ・独居・認知症・重度者は作成できず

市町村の業務負担激増
ケアプランの相談やチェック、
給付管理や請求事務を行う。

介護事業者（訪問介護等）がケアプラン作成を代行する場合は、抱え込みのリスクも想定されるが、これに対する規制はない。居宅介護支援以外は、サービス担当者会議開催の義務もなく、チームアセスメントが図りにくい。

ケアマネジメントプロセスが崩壊する。

必要な時、必要なサービス利用ができず、
重度化へスピードアップ

介護給付費増大につながる

別紙でもご案内しておりますが、反対署名につきましては、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

締切は12月8日（木）必着となっております。短期間にもかかわらずFAXでは受付できないため、郵送での対応となりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

できるだけ多くの声を届けてケアマネジャーの社会的地位を確保していきましょう。

署名送付先：〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F
札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局

札幌市からのお知らせ

軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る市町村の確認について

平成18年4月の制度改正により要支援1・2、要介護1の被保険者（以下「軽度者」という。）については、その状態像からみて使用が想定しにくいとして特殊寝台等の用具貸与が原則不可となっておりますが、日常生活上、福祉用具が必要な軽度者については、別に厚生労働大臣が定める者として、その判断基準に基づき貸与が可能となっており、その状態像の判断方法として認定における基本調査結果を活用しているところです。

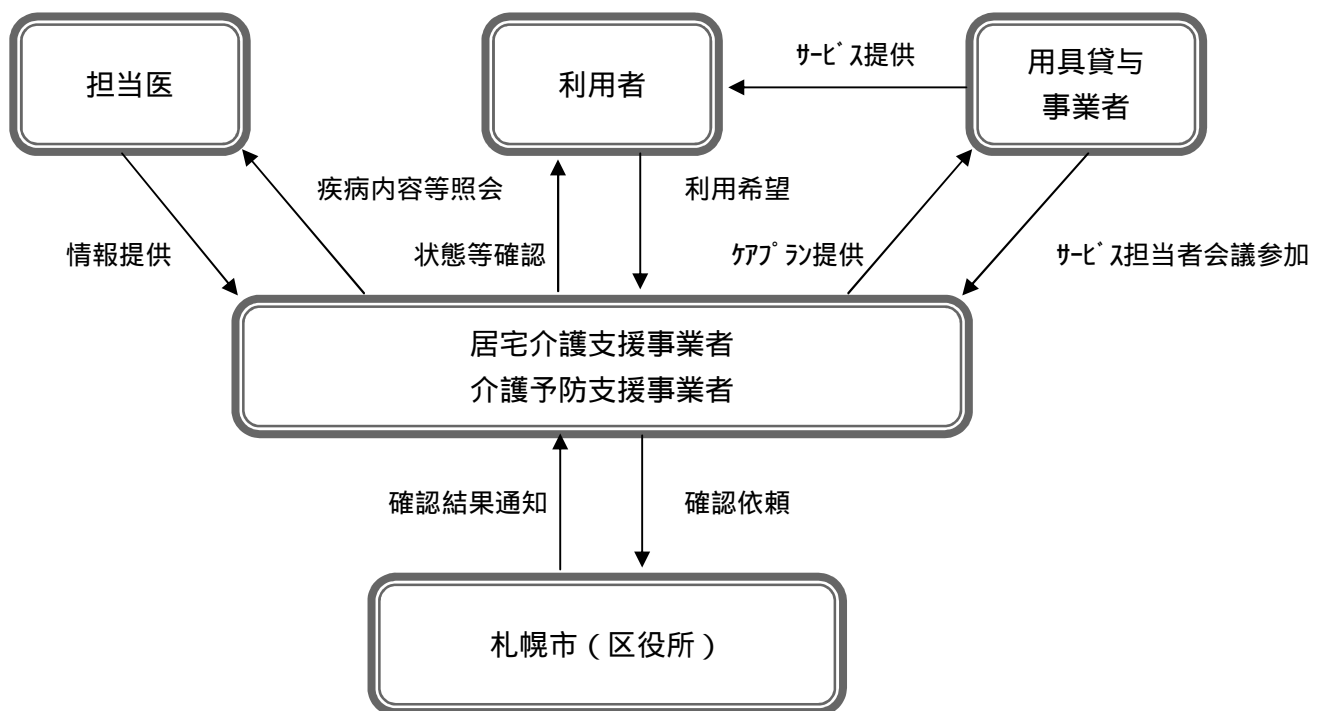
しかしながら、この判断方法では福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず給付対象とならない事例が多数存在することから、国では現行の判断基準では給付対象外とされるものの例外的に福祉用具が必要な事例があると判断し、国の定める状態のいずれかに該当し、かつ、医師の意見に基づき判断され、サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを市町村が確認した場合に例外的に給付対象とするよう、平成19年4月に見直しが行われています。

市町村にて軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の検討が適切になされているか確認するにあたって、札幌市では「市町村確認依頼書」の提出に基づき、その内容を確認した上、その確認結果についてお知らせすることとしています。

したがって、居宅介護（介護予防）支援事業所において対象となる事例が生じた場合は「市町村確認依頼書」に医師への確認やサービス担当者会議等による検討を踏まえた必要書類を添付の上、各区保健福祉課まで提出していただけるようお願いします。

なお、利用者の状態像を主治医からの聴取により確認した場合、その内容を記載した居宅（介護予防）サービス計画（支援経過記録）を添付していただくため、新たに主治医意見書または診断書を取得する必要はありません。

【軽度者への例外給付に係る事務イメージ】



市町村確認依頼書は、サービス利用開始日までに、必ず各区保健福祉課まで提出してください。

市町村確認結果通知書に記載された年月日の属する月から軽度者の福祉用具貸与を実施することが可能です。

なお、市町村確認結果通知書がない場合は、当該福祉用具について現物給付（国保連合会への請求）を行なうことはできません。

お問い合わせは、札幌市介護保険課 給付・認定係
011-211-2547

知っ得伝説

～ ショートステイ のケアプラン ～



ののこさん

こまったな～。自立支援を考え、少しでも本人ができることをケアプランに載せたいけど、ショートステイのケアプランは家族の都合で入ることが多くて。

その気持ちよく分かります。『家族がリフレッシュできる』なんて目標に書いてたら、運営実地指導などでは『本人の目標を書く欄ですよ！』と指導が入る。分かってはいるんですけど。



ブルさん



ののこさん

リハビリ目的とかなにか目的があるとしっかりと書きやすいのだけど。

ショートにかぎらず最近の相談では、デイサービスに通いたいですが、ヘルパーを使いたいですが、など結論から来る相談が多くて。



かんちゃん

家族の希望を本人主体の希望や目標に転換することは、結構、悩むよね。



かんちゃん



ロズさん

本人がショートステイを利用することで家族がレスパイトできるということ役割を担う。なんてどうかな？ モニタリングは、本人の口から「ここに泊まることで娘夫婦に温泉旅行をプレゼントした」と答えてくれたら 利用状況 満足度 目標達成 業者との調整 なし ニーズ変更 なし と 印ばかりになってくれたらいいわね。

分かったような分からないような・・・

本人のできる活動を増やすことを考えると良いのね。ショートステイ先で趣味活動？人との交流？安心して眠れる？ご飯を3食食べれる？場所になじむ？泊まることに困惑しない？って感じていいのかな？



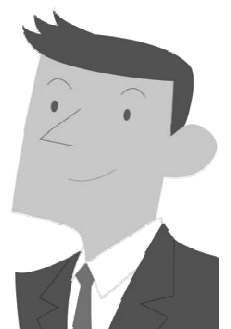
ののこさん



ロズさん

ショートステイの利用することの結果が、家族のレスパイトのためでも本人の自立支援を促すように支援を試みようということ。つまり、本人がショートステイ先で『存在感がある・役割がある・楽しみがある』内容を、関わる皆で考えることが大切よね。

短期入所（生活介護・療養介護とも）の基本方針は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 平成11年3月31日 厚生省令第37号、今回改正；平成21年3月13日 厚生労働省令第31号 第120条）とされており、他の居宅サービスとは違い、利用者が自立した日常生活を営むことができるためだけでなく、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的も含まれています。そのため、目的は家族のレスパイトのためだけでなく、本人の自立支援を促すもの「短期入所サービスの利用時に、存在感がある・役割がある・楽しみがある」等ロズさんの考えで良いと考えられます。



シークレット行政職員

札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会「第2回全体研修会」ご案内

東日本大震災を契機に、介護現場では事故やクレーム、トラブルだけでなく、防災という視点から非常時においてその行動の根拠が問われるようになりました。

このため、介護の現場で、職員一人ひとりが日ごろからどうリスクマネジメントに向き合うかを学び、日々の介護業務のあり方に役立てていただくことを目的に開催します。

主催 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会

日時 平成23年12月13日(火)
18:30~20:00

会場 札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
(地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分)
お車でのご来場はご遠慮ください。

定員 300名

参加費 無料

内容 講演「介護現場でのリスクマネジメント」

講師 びわこ学院大学 准教授

福祉リスクマネジメント研究所 所長 鳥野 猛 氏

申込み 下記事務局までご連絡いただくか、FAXに必要事項を記載して送付ください。

必要事項：氏名、所属(事業所)、連絡先

申込み締切 平成23年12月8日(木)

締切が過ぎたときはお手数ですがご連絡ください。

問合せ先 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会事務局

TEL 612-6110

FAX 613-5486

平成23年度 第3回 学習会 開催案内

結論の
出ない?

兼「介護保険施設講演会」

震災をはじめとする自然災害に対する備えについて考えることを目的に開催します。

主催 札幌市介護支援専門員連絡協議会
札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会

日時 平成24年1月24日(火)
18:00~19:30 受付開始17:30

会場 札幌市社会福祉総合センター
4階 大研修室
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1
地下鉄東西線東札幌 徒歩3分
専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

定員 300名

参加費 無料

内容 「札幌で想定される自然災害への備え
~我が地区は本当に大丈夫か!?~」

講師 札幌市危機管理課(出前講座)

申込み 同封の申込書でお申し込みください

申込み締切日 平成24年1月17日(火)

札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局

TEL 792-1811

FAX 792-5140

札幌市ボランティア研修センター主催 1日福祉セミナー

現在の福祉を取り巻く様々な課題とそれに対する取り組みを学ぶことにより、これからの社会福祉のあり方を考えるきっかけとなることを目的とします。

日時 12月9日(金) 13:30~15:30

場所 札幌市ボランティア研修センター第1研修室

定員 40名 受講料 500円

講師 札幌市介護支援専門員連絡協議会
会長 村山 文彦 氏

テーマ 「介護保険制度、どう変わるの?」

申込み方法 下記申込み先まで電話またはFAXでお申し込みください

日時 平成24年1月13日(金) 13:30~15:30

場所 札幌市ボランティア研修センター第1研修室

定員 30名 受講料 500円

講師 札幌市自閉症・発達障がい支援センター
副所長 加藤 潔 氏

テーマ 「発達障がいについて考える」

申込み方法 下記申込み先まで電話またはFAXでお申し込みください

申込み先 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター(札幌市中央区北1条西9丁目リネージュプラザ2F)

《必要事項：研修名・氏名・性別・年齢・所属・役職・連絡先》 TEL 223-6005 FAX 261-8881

ケアマネ日誌 Vol.51

慈啓会介護総合相談センター

福士 友将

ある日の夕方、ちょっぴりくじけそうな内容の経過記録を入力していた時のこと、我らが支部長より「まだ書いたこと無かったよね!？」と満面の笑みでこの原稿を依頼されました。「まだ日にちもあるし」と深く考えずに引き受けたは良いものの、数時間後には記憶の遙か彼方に飛んで行き、手帳を見て気付いた時には「あっ・・・」もう締め切り。焦る私は「何を書くか」と悶々としたオーラを放ちつつ机の下でひたすら貧乏ゆすりをするのでした・・・。

気持ちばかりが焦る中で色々と考えた結果、今回は、私が日頃の利用者様との関わりの中で得たクスツとした微笑ましいエピソードをご紹介させて頂く事と致しました。つたない文章で恐縮ですが、「ああ、そういうことあるね」等と軽い気持ちで読んで頂き、日頃の皆様の疲れを和らげるほんの一助にでもなれば幸いです。

【ほのぼの小話 その 1】

90代半ばとなった現在も独居で頑張られているAさんは、訪看等の来客をいつも心待ちにされており、私が訪問する時も「待っていたんですよ」と台所で煎れたお茶を居間まで運んで来て下さります。が、ある訪問日、いつもの様に私が居間で待っている間、何気なく台所の方に目を向けると、Aさんは茶箆筒の陰に隠れて私に出して下さるであろう湯のみにそお～っと口を付けておられました。「あれ?ま、まさか(汗)」と二度見した後、見なかったふりをして待っていると、その湯飲みがそのまま私の前に出されました(き、来たっ! 心の声)。私は平静を装いつつ、湯飲みの中を覗いてみると絶妙の量のお茶が入っているではありませんか。そうです、Aさんは自ら飲んでお茶の量を調節して下さったのでした。 その日も当然

Aさんは、「どうぞ、どうぞ」とお菓子と一緒にそのお茶を何度も何度も勧めて下さります。私はと言いますと、様々な葛藤の中でそのお茶を飲 ×・・・ご想像にお任せ致します。(笑)

【ほのぼの小話 その 2】

独居のBさんのお宅を訪問した時の事。数日前から右肩が少し痛いと話され、「自分では上手く湿布を貼れないからお願いできますか?」と、素敵な笑顔と共に葉が入った袋の中からBさんが取り出したのは「尿取りパット」でした。私は一瞬「えっ?こ、ここはノリツッコミ?違う違う」等とバカな事を考えながら、Bさんに気付かれないように葉の入った袋から湿布を取り出し右肩に貼らせて頂きました。そんなBさん、別の訪問時にお話をさせて頂いていると、20分程経った所で「昨日福士さんから電話があって、今日来るって言っていたんですけどね」との発言。笑顔で「あ、私です私!」と返す私の心の中では「・・・。今まで話をしていたのは一体・・・」と自身の存在の薄さを痛感していたのでありました。(泣)

ケアマネをしていると、気が付くとパソコンに向かいながら、つい眉間に皺が寄ってしまっている事もありますが、その反面、利用者の皆様からもたくさんの癒しを頂いていると実感する事も多々あります。

そして、ケアマネという仕事柄、何かと一人で考える時間も長くなりがちですので、大変な事だけでなく、微笑ましいエピソード等も同僚や仕事仲間と共有する機会があると、気持ちがほぐれて束の間の癒しに繋がるかもしれませんね。

最後に、今回ご紹介させて頂いたエピソードは、利用者様の失敗等を笑おうという意図は決してありませんが、万一不快に感じられた方がいらっしゃいましたら心より謝罪致します。



掲示板コーナー

通常の定例会については、非会員の方は参加費 1 回2,000円とさせていただきます。

会員の皆様は従来どおり無料です。(所属する区支部以外への参加も無料です)

最新情報は、[ホームページにてご確認ください](#)。

札幌市ケアプラン指導研修は、会員・非会員を問わず参加可能(無料)です。また、各区の事業所へは別途ご案内しております。

● 中央区支部定例会

日時	12/9(金) 18:30 ~ 20:30
会場	リンケージプラザ 3F 研修室
テーマ	札幌市中央区ケアプラン指導研修 「緩和ケア～在宅療養患者への関わり～」
内容	講話
講師	ごう在宅クリニック 院長 中嶋 豪 氏

● 北区支部定例会

日時	12/15(水) 18:30 ~ 20:40
会場	北区民センター 区民ホール
テーマ	札幌市北区ケアプラン指導研修 「在宅における緩和ケアの現場から」 ～介護支援専門員と一体化したチームでの質の高いケアの提供を～
内容	講義及びフリーディスカッション
講師	山崎美恵氏(ホームケアクリニック札幌、緩和ケア認定看護師) 松田 諭 氏(栄町ファミリークリニック 院長) 酒井 裕子 氏(北区保健支援係長)

● 東区支部定例会

日時	平成24年 2/15(水) 18:30 ~
会場	東区民センター 視聴覚室
テーマ	介護保険改正の話し
内容	介護保険改正に伴う制度の内容について
講師	医療法人深仁会 ソーシャルワーク支援部 部長 奥田 龍人 氏

● 白石区支部定例会

日時	12/12(月) 18:30 ~ 20:30
会場	白石区民センター 大ホール
テーマ	札幌市白石区ケアプラン指導研修 「ターミナルケア」～在宅におけるターミナルケアの実際～
内容	実践報告とディスカッション
講師	勤医協菊水訪問看護ステーション 菅原 由美子 氏 指定居宅介護支援事業所 東札幌 中原 芳枝 氏

● 厚別区支部定例会

日時	平成24年予定
会場	厚別区民センター予定
テーマ	札幌市厚別区ケアプラン指導研修

● 豊平区支部定例会

日時	12/7(水) 18:30 ~ 20:00
会場	豊平区民センター 大ホール
テーマ	札幌市豊平区ケアプラン指導研修 「終末期について考える」
内容	看とりの事例をもとにグループ討議
講師	特別養護老人ホーム 施設長 福島 義典 氏 グループホーム ライフ敬愛 管理者 池田 菜保美 氏 ケアセンターとも 山澤 智恵美 氏

● 清田区支部定例会

日時	平成24年1/13(金) 平成24年2/15(水) 18:30 ~ 20:30
会場	未定 清田区民センター
内容	新年交流会 事例検討会

● 南区支部定例会

日時	12/13(火) 18:30 ~ 20:30
会場	南区民センター 2F区民ホール
テーマ	札幌市南区ケアプラン指導研修 「ターミナルケア」
内容	講義(事例含む)
講師	札幌豊平訪問看護ステーション所長 斉藤 潤子 氏 グループホームもえれのお家 北大館 管理者 大島 哲哉 氏

● 西区支部定例会

日時	12/8(木) 18:30 ~ 20:30
会場	西区民センター 大ホール
テーマ	札幌市西区ケアプラン指導研修 「ターミナルケアの症例を通して考える」 ～ケアチーム作りの重要性について～
内容	シンポジウムとグループ討議
講師	坂本医院 院長 坂本 仁 氏 訪問看護ステーションことに 所長 柳谷 幸枝 氏 すこやか介護サービス 藤田 奈美 氏 セントケア北海道 管理者 菊地 将一 氏

● 手稲区支部定例会

日時	12/8(木) 18:30 ~ 20:30 平成24年 3月予定
会場	手稲区民センター 第1・2会議室
テーマ	札幌市手稲区ケアプラン指導研修 「ターミナルケアで重要なこと ～ケアプランが立てやすくなる～」 介護保険法改訂を解説
講師	さっぽろ在宅医療クリニック 院長 西川 就 氏 医療法人深仁会 ソーシャルワーク支援部 部長 奥田 龍人 氏

お問い合わせ先 札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

最新情報は、ホームページ <http://sapporo-cmrenkyo.jp/> をご覧ください。